

2. 令和6年度 佐賀県DV総合対策センター事業「公2」実績

DV総合対策センター事業（性暴力被害者支援事業含む）の実施にあたっては、佐賀県DV防止・被害者支援基本計画（第5次計画（2024年度～2026年度））に基づき、取り組んだ。事業に係る広報資料を作成し、県内各所へ配布する等、事業の周知及び啓発を図った。マニュアル等は、法令の改正等に合わせ更新した。

1 関係機関との連携、情報の収集・提供

（1）①佐賀県DV総合対策会議の開催【佐賀県からの受託事業】

（ア）佐賀県DV総合対策会議

佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を開催した。

○ 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員

○ 期 日：①令和6年5月31日②令和7年1月21日

○ 出席者：延37名

○ 内 容：会議

○ 開催場所：アバンセ

（イ）性暴力被害者支援事業調整会

性暴力支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催した。男性・男児の性暴力被害者支援の拡充に向け、専門家を交えた検討会を開催した。

○ 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成

○ 期 日：①令和6年7月12日②令和6年12月27日

○ 出席者：18名

○ 内 容：会議

○ 開催場所：①アバンセ②書面開催

（2）DV被害者支援市町連携会議の開催【佐賀県からの受託事業】

市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催した。なお、各保健福祉事務所圏域での開催とした。ただし、佐賀習部保健福祉事務所及び鳥栖保健福祉事務所又は唐津保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所の圏域については、合同開催とした。

○ 対 象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、県保健福祉事務所、婦人相談所、警察の担当者等

○ 期 日：①令和6年7月19日②令和6年7月23日③令和6年7月24日

- 出席者：延 66 名
- 内 容：会議
- 開催場所：①杵藤保健福祉事務所②アバンセ③唐津市高齢者ふれあい会館

(3) 県内DV被害者支援民間団体等の活動支援、講師派遣【佐賀県からの受託事業】

地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行った。

- 支援団体：県内DV被害者支援民間団体等
- 期 日：①令和6年7月11日②令和6年8月2日③令和6年8月22日
④令和6年11月7日⑤令和6年11月14日⑥令和6年11月18日
⑦令和6年12月19日⑧令和7年1月16日
- 支援内容：①～⑤、⑦、⑧講師派遣⑥街頭活動協力
- 開催団体：①中部地区高等学校保健会②神埼中学校教職員
③母子生活支援施設いつくしみの苑④母子生活支援施設いつくしみの苑
⑤佐賀県警本部⑥ソロプチミスト佐賀有明、ソロプチミスト佐賀
⑦佐賀地方検察庁⑧唐津市地域交流部男女共同参画課

(4) 男女共同参画センター等会議等参加【佐賀県からの受託事業】

各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図った。

- 対 象：佐賀県DV総合対策センター職員、女性総合相談員
- 期 間：令和6年4月19日～令和7年3月7日
- 参 加 者：延 112 名

2 研修事業

(1) DV関係機関相談員向け研修【佐賀県からの受託事業】

DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施した。

- 対 象：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相談員等
- 期 日：①令和6年4月19日②令和6年5月21日③令和6年7月3日
④令和6年11月1日⑤令和6年12月13日
- 参 加 者：延 201 名
- 内 容：講話、グループワーク
- 開催場所：アバンセ

(2) 市町DV出張研修【佐賀県からの受託事業】

住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施した。

- 対 象：市町職員

- 期 日：①令和6年5月9日②令和6年5月24日③令和6年6月26日
④令和6年7月12日⑤令和6年7月17日⑥令和6年7月18日
⑦令和6年8月23日
- 参 加 者：222名
- 実施回数：7回
- 内 容：講話
- 開催場所：①唐津市②小城市③鳥栖市④佐賀市⑤武雄市⑥佐賀市⑦伊万里市

3 啓発事業

(1) DV等暴力予防教育事業【佐賀県からの受託事業】

DV等暴力予防教育を実施した。実施にあたっては、今まで実施していない学校への実施に努めた。

(ア) 高校生・大学生・専門学校生向けDV等暴力予防教育事業

県内高等学校及び大学、専門学校の生徒・学生を対象に、交際間における暴力（以下、「デートDV」という。）や性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット等を配付した。なお、事前に県内の高等学校及び大学等に広く呼び掛けた。

実施にあたっては、DVの被害者にも加害者にもなり得る若年層が、DVを自分事として考える機会を提供するための予防教育の方法を検討した。また、看護や理美容等を学ぶ専門学校生等に対し、DV被害者の早期発見や相談・支援へのつなぎに関する予防教育を実施した。

- 対 象：県内高等学校及び大学等の生徒・学生
- 期 間：令和6年5月8日～令和7年1月28日
- 開催回数：16回
- 参 加 者：3,422名
- 内 容：交際間における暴力防止等に関する講話等

(イ) 小学生・中学生・特別支援学校等生向けDV等暴力予防教育事業

県内の児童生徒等を対象に、良好な人間関係の構築や暴力（いじめ、デートDVや性暴力等）の予防等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を、各学年の発達段階に応じた伝え方により実施した。なお、事前に県内小学校及び中学校等に広く呼びかけた。

- 対 象：県内小学校の児童、県内中学校の生徒、県内特別支援学校の児童・生徒等
- 期 間：令和6年5月15日～令和7年3月4日
- 開催回数：54回
- 参 加 者：5,349名
- 内 容：良好な人間関係の構築や暴力（いじめ・デートDV・性暴力）の予防に関する講話等

(2) 女性に対する暴力をなくす運動【佐賀県からの受託事業】

(ア) 通年事業

SNSを活用し、若年層に対し、男女間の暴力防止のための広報・啓発事業を行った。

- 対 象：インスタグラムのアカウントを所有する佐賀県内在住の15歳～22歳

- 期 間：令和6年11月12日～12月11日
- 表示回数：730,988回
- クリック数：3,551回
- 内 容：デートDVに関する啓発

(イ) DV防止啓発展示

DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）がある11月に合わせ、啓発パネル等を展示した。

- 対 象：県民
- 期 間：令和6年10月30日～12月1日
- 場 所：県庁、アバンセ、佐賀メディカルセンタービル、佐賀大学附属図書館本館、
県内各高校・大学・短期大学・専門学校
- 内 容：横断幕掲出、パープルライトアップ、啓発展示等

4 調査・研究事業

DV予防教育事業等でのアンケートの実施【佐賀県からの受託事業】

DV予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てた。

- 対 象：DV予防教育等を実施した学校
- 回答者数：高校・大学・専門学校生等2,867名、小・中学校生4,168名
- 実施内容：アンケート調査
- 理 解 度：高校・大学・専門学校生等99.3%、小・中学校生97.3%

5 相談事業

(1) 女性総合相談【佐賀県からの受託事業】

(ア) 女性のための総合相談

女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じた。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行った。

また、DVやストーカー、性暴力被害などの相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口など他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努めた。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日・祝日 9時～16時30分
- 相談等件数：延3,937件
- 内 容：電話及び面談による相談、同行支援、証明書発行等

(イ) 女性のための法律相談

DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1土曜日、第3木曜日 13時～16時（要予約）
- 相談件数：94件
- 内 容：面談による相談

(ウ) 女性のためのこころの相談

様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士又は公認心理師が面談に応じ、相談者の心のケアを図った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1木曜日、第3土曜日 14時～16時（要予約）
- 相談件数：33件
- 内 容：面談による相談

(エ) 女性のための市町出張相談

重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。また必要に応じて市町の相談員への助言等を行った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 実施日時：市町の要請に応じ、随時
- 相談件数：延10件
- 内 容：面談による相談

(オ) 相談員の研修等への参加

相談員の相談支援の知識・技術等向上のため、相談員にDV総合対策センターが実施する研修会及び公的機関の実施する研修会等への参加機会を付与した。

- 対 象：女性総合相談員
- 期 間：令和6年4月19日～令和7年3月1日
- 参加人数：延86人

(カ) 災害時の相談に関する支援及び周知

災害時のDVや性被害等に関する相談支援について、関係機関との連携強化及び相談窓口の周知方法について検討した。

(2) 男性総合相談【佐賀県からの受託事業】

男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士又は公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話（毎週水曜日） 19 時～21 時
面談（毎月第 4 土曜日）※14 時～16 時（要予約）
- 相談件数：電話 延 90 件
面談 延 9 件
- 内 容：電話及び面談による相談

（3）L G B T s に関する相談【佐賀県からの受託事業】

L G B T s に関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：L G B T s に関する悩みを抱えた方
- 開設日時：月 2 回（毎月第 2 土曜日、第 4 木曜日） 14 時～16 時
- 相談件数：延 34 件
- 内 容：電話による相談

（4）性暴力被害者支援事業【佐賀県からの受託事業】

犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援した。

また、拠点病院及び関係機関の職員等を対象とした研修会を実施し、相談対応スキル等の向上を図った。

（ア）性暴力救援センター・さが（さが mirai）の運営

性暴力被害者からの相談を受け付ける「性暴力救援センター・さが（さが mirai）」を設置し、性暴力被害者の心身の早期回復を図るため、医療的、精神的、経済的支援等についてのコーディネートを実施した。

- 対 象：県内在住の性暴力被害者（以下、「被害者」という。）なお、急性期の医療支援については、居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とした。
- 設置日時：平日 9 時～17 時はスタッフを配置し、電話や面談による相談に対応した。
それ以外の時間は、夜間休日対応コールセンターと連携し、対応を行った。
- 支援内容
 - i) 相談支援

「性暴力救援センター・さが」窓口で、被害者からの相談を受け付けた。
 - 相談件数：性暴力救援センター・さが（延 200 件）女性総合相談（延 21 件）

ii) 医療支援

拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行った。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る医療費を負担した。

なお、佐賀県警察本部が実施する公費負担制度の対象となった被害者については、当該事業からの費用負担対象外とした。

- 支援件数：延 15 件

iii) 精神的支援

臨床心理士又は公認心理師によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図った。

また、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等に対しても同様のカウンセリングを実施した。

なお、被害者等の経済的な負担を軽減するため、カウンセリングに係る費用を負担した。

○ カウンセリング件数：延 27 件

(イ) 性暴力被害者支援員研修

相談対応スキル等を向上させるため、専門家を講師とした研修会を開催した。

○ 対 象：拠点病院及び関係機関の性暴力被害者支援に携わる職員等

○ 配信期間：令和 7 年 2 月 21 日～令和 7 年 3 月 14 日（YouTube による録画配信）

○ 申 込 数：85 名

○ 視聴回数：128 回

6 基金事業

(1) DV被害者等への支援【財団自主事業】

DVの被害に遭い、困難な状況にある女性のための、一時的な支援（食事の提供）や医療支援は対象者がなかったが、ステップハウスの確保は行った。

○ 対 象：県内在住のDV被害者等

○ 実 績：2 件

(2) 女性のための護身術講習【財団自主事業】

県内の 16 歳以上の女性を対象として、自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を向上させるための講習会を開催した。

○ 対 象：県内在住の 16 歳以上の女性

○ 期 日：令和 6 年 11 月 9 日

○ 会 場：アバンセ

○ 参 加 者：22 名

○ 内 容：護身術に関する講習